

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： そぴあ保育園 大府もりおか	種別： 保育所	
代表者氏名： 三苫 佳代	定員（利用人数）： 23名（18名）	
所在地： 愛知県大府市森岡町6丁目11番		
TEL： 0562-85-2292		
ホームページ： http://obumoriokaen.kids.coocan.jp		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成31年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 SOPHIA		
職員数	常勤職員： 4名	非常勤職員： 16名
専門職員	（園長） 1名	（保育士） 13名
	（主任） 1名	（看護師） 1名
	（副主任） 1名	（栄養士・調理師他） 3名
施設・設備の概要	（居室数） 1室	（設備等） 園児用・職員用トイレ
		園児用・給食職員用手洗い器
		業務用エアコン・食器洗浄機

③理念・基本方針

★理念

・法人

保護者様と子どもが共に心豊かな生活を営めるよう保育を通して支援します。
関わる全ての人々にとって温かい保育園である事を実現し続け、子育て支援の拠点として地域社会に貢献して行きます。

・施設・事業所

子どもの豊かな心を育む保育

★基本方針

【保育方針】

- ・一人一人の子どもが安心感と信頼感をもって過ごせるような環境の中で、子どもの主体としての思いや願いを受け止める保育。
- ・生活や遊びを通して自己を発揮し、友だちと関わる楽しさを味わいながら豊かな心を育む保育。
- ・家庭や地域と連携を図り保護者の気持ちを受け止め、子育ての喜びを感じられるような子育て支援を行います。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの愛着を育む育児担当制保育と子どもの優しい心を育む異年齢保育を大切にしています。
- ・子どもの育ちを保護者様と共に喜びあえる子育て支援を行っています。

【めざす子ども像】

- ・よく遊ぶ子ども ・思いやりのある子ども ・よく考え行動できる子ども ・物事に感動する子ども
- ・よい生活習慣を身につけた子ども

【保育の目標】

- ① 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ② 健康安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして、人権を大切にする心を育てると共に、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ④ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。
- ⑤ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど言葉の豊かさを養う。
- ⑥ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

【保育者の関わり】

育児担当制は、その子どもにはその保育士というように、それぞれ決められた保育士が関わるというものです。

いつも関わる保育士が決まっていることで愛着が生まれ情緒が安定します。

一人一人の成長と発達をよく把握し、子どもの思いを受け止めながら、保育士の優しいまなざしのもと、丁寧に接することを大切にしています。

〔0歳児〕お腹がすいた、眠い、おむつがぬれて気持ちが悪いなど、子どもからの信号を見落とさずに受け止めたり、笑顔で語りかけをしながら子どもたちが安心して生活できるようにしていきます。

〔1歳児〕言葉が出始めたり、歩行が確立してきたりと大きな変化を見せる時期です。目にするものや興味をもった所へ自分から向かっていき触れようとします。目が離せない時期です。安全な環境を心がけていきます。

〔2歳児〕甘えたり、思い通りにいかないとかんしゃくを起こしたりして大人が子どもとの関わりに困ってしまうことの多い時期です。さりげなく言葉をかけたりしながら気持ちの受け止めを大切にしていきます。

【保護者様と共に…】

★ 一人の『人』として尊重した関わりを。

自分のことを自分でしたり、思いを伝えたりする力は未熟ですが、どんなに年齢が低くても、はっきりと自分の意志を持ち、周りの人がどんな気持ちで自分に関わってくれているか感じ取る気持ちをもっています。一人の『人』として尊重し、子どもの話にきちんと向かい合い受け止めていきます。

★ 一緒に子育てについて考え、成長を喜び合っていきます。

保護者様が仕事と子育てを両立させて行くことは大変です。時にいらいらしたり、自己嫌悪を感じ悩んでしまうこともあるかもしれません。保護者様が一人で悩まれないように、気軽にご相談いただけるよう心がけています。保護者様とご一緒に子育てについて考えてまいります。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 9月 8日 (契約日) ~ 令和 5年 3月10日 (評価確定日) 【令和 4年12月 6・27日 (訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆理念や園長の思いの浸透

理念や保育方針がパンフレット等に記載されている。その精神を受けた園長の「子ども一人ひとりを丁寧に見ていきたい」との思いが、職員による保育実践を通じて保護者にも届いている。保護者アンケートに答えた保護者全員（100%）が、「理念・基本方針の保護者理解」を肯定している。因みに、「保育内容の保護者理解」に関しても100%の支持を得た。

◆働きやすい職場づくりのために

子ども一人ひとりを丁寧に見ていこうとすれば、必然的に職員の業務負担は増加する。その解消策として、園長が率先して雑務（掃除や消毒等）を引き受けている。掃除や消毒も保育の一部（環境整備）であることを率先垂範して示すことで、職員意識を変えていこうとの思いもある。特別な場合を除き、職員の時間外労働はほとんどない。有給休暇の取得率も高く、ワーク・ライフ・バランスへの配慮もある。

◆基本的生活習慣を身に付ける環境

子ども一人ひとりの発達段階を抑えた上で、子どものやろうとする気持ちを大切に、やれるところを見守り、出来ない所はそっと何気なく援助している。子ども自身が、出来た喜びを感じられるように働きかけている。褒めたり励ましたりして、基本的な生活習慣が無理なく身に付くよう、個人差にも配慮して声掛けしている。子どもが理解できるよう、絵本や実物を見せ、職員と一緒にすることで伝える工夫をしている。

◆子どもの心を豊かにする保育

園庭の築山で子どもたちは山登り気分である。「やっほー」と声を掛けると職員がこだまにして「やっほー」と返している。また、メダカビオトープでは動きのあるメダカが気に入り、気分転換となっている子どももいる。理念に「子どもの豊かな心を育む保育」を掲げている。遊ぶ楽しさに喜びを感じている姿は、理念そのものの子どもたちの姿である。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画の策定

法人としての「経営計画」はあるが、中・長期を見据えたものとはなっていない。園においては、市の「子ども・子育て支援事業計画」の骨子を抑え、法人の方針と整合させた中・長期計画の策定が求められる。園長が目指す保育（一人ひとりを丁寧に見る保育）を実現させるため、3年後、5年後の「園のあるべき姿」を明確にし、職員のみならず保護者や地域に示すことを期待したい。第三者評価の受審で明らかになった「アピールポイント」や「現状の課題」が、中・長期計画策定のヒントとなる。

◆在園時間を考慮した環境整備

保育の連続性に配慮した保育計画は作成されていない。1日の連続した計画は「デイリープログラム」や「保育園の1日」で定めているが、1年間同じ計画である。1日の生活の中で玩具の入れ替えや遊びに変化をつけているが、季節や年齢に合った遊びや玩具などの計画性は薄い。異年齢で過ごす保育内容を検討し、家庭的でゆったり過ごす環境等にも配慮し、子どもの長時間保育を充実させることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審したことで、新たな気付きや改善点などが見つかりました。改善計画を作成し、計画を実行することで、保育の質の向上につなげていきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 園が目指す保育の精神が、理念や方針としてパンフレット等に示されている。「子ども一人ひとりを丁寧に見ていきたい」との園長の思いが、職員による保育実践を通じて保護者にも届いている。保護者アンケートに答えた保護者全員が、「理念・基本方針の保護者理解」を肯定している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> 市の園長会が毎月開催されており、全体会議の後で民間保育園だけの分科会も行われている。同じ悩みや課題を抱える園長同士の意見交換や情報の共有が、園運営に関する多くの有益な情報をもたらしている。市の指導保育士とも連携を図り、適切な助言やアドバイスを得ている。法人内3園による園長会議では、法人の基本的な方向性が示される。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
<コメント> 「保育内容の充実」や「保護者支援」、「地域の子育て支援」、「職員育成」、「運営の組織化」、「危機管理」を現状の課題として捉えている。無認可から認可保育所に移行して日が浅く、徐々に正規職員が増えてきてはいるが、園長が目指す保育の充実や職員育成は今後の課題として残る。地域支援に関しては、コロナ禍もあって施策が定まっていない。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
<コメント> 法人としての「経営計画」はあるが、中・長期を見据えたものとはなっていない。園長が目指す保育（一人ひとりを丁寧に見る保育）を実現させるため、3年後、5年後の「園のあるべき姿」を明確にし、職員のみならず保護者や地域に示すことを期待したい。「アピールポイント」や「現状の課題」が、中・長期計画策定のヒントとなる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・②・c
<コメント> 法人、園ともに中・長期計画が明文化されておらず、単年度の事業計画は、法人の事業計画に沿い、前年度の事業計画を反省・評価して作成されている。しかし、計画の各項目に数値目標や具体的な到達点が設定されておらず、事業報告書の記述が曖昧と言わざるを得ない。事業計画には、可能な限りの数値目標や到達点を明示することが求められる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 毎週1回の職員会議は、子どもの午睡時間を利用して手の空いた職員だけで行っている。事業計画の作成や見直し、評価等もこの職員会議の中で行っている。実際には、法人内の園長会議や主任会議、副主任会議が機能していることから、ここれらの会議で事業計画の大筋が決定されている。より多くの職員が事業計画の作成に参画することが望ましい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 「理念・基本方針の保護者周知」と同様に、「事業計画の保護者周知」も保護者アンケートでは高い数値を示した。上質紙を使ったカラー印刷のパンフレット「一緒に子育てをしていきましょう!」を使い、入園説明会や入園後の説明会で園長が丁寧に説明している。小規模園の強みを活かしており、園と保護者の一体感がある。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑧ ・ c
<コメント> 第三者評価の受審は今回が初めてではあるが、今後も定期的な受審を計画している。職員による自己評価は「自己チェックリスト100」を使い、非正規職員を含めた職員全員で取り組んでいる。パソコン入力によって自動的に分析結果が出る仕組みはあるが、パソコン操作が苦手な職員の入力が済んでおらず、職員全員の集計結果が出ていない。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 全職員の自己チェックの結果が反映されておらず、部分的ではあるが、「自己チェックリスト100」の分析結果と園長が捉えている課題（保育の質の充実）とは一致している。課題の大きさゆえ、一朝一夕の改善は見込めない。中・長期的な視野に立ち、責任者（誰が?）、期限（いつまでに?）、実施方法（何を?）を定めて取り組むことが望ましい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 「運営規程」に園長の役割りや責務が記載され、「職務分掌表」で職務内容が明確にされている。「職務分掌表」の記載内容から、園長不在時の権限委任先は主任保育士であることが読み取れる。毎月の「園だより」に園長の挨拶文が載っており、折に触れて自らの思いを表出している。「一人ひとりを丁寧に見る保育」は、職員間にも浸透している。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 保育に関連する法令等の改廃は、市から届くメールによって確認している。職員に必要な情報に関しては、職員会議で説明し、会議録と資料を回覧して職員会議に参加の職員にも周知を図っている。しかし、園自体が無認可から認可保育所となって日が浅いため、正規職員の数も少なく、園全体にコンプライアンス意識が醸成されているとは言い難い。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> コロナ禍によって、子どもや保護者のモチベーションが下がってしまうことが懸念される。それを防止するため、代替策を講じて保育の質（利用者満足）を維持しようとしている。コロナ初年度に中止された運動会を復活させ、保護者の給食試食会は給食参観に形を変えて実施した。子どもの姿をビデオに撮り、パソコンにつないで保護者に見せる取組みもある。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 子ども一人ひとりを丁寧に見ていこうとすればするほど、職員の業務負担は増加する。その解消策として、園長が率先して雑務（掃除や消毒等）を引き受けている。掃除や消毒も保育の一部であることを率先垂範して示すことで、職員意識を変えていこうとの思いもある。特別な場合を除き、職員の時間外労働はほとんどない。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 法人代表が職員の採用・確保を担当しており、ハローワーク等を使って年間を通して求人活動を行っている。将来的に必要となる職員の採用計画は作成されておらず、欠員補充が目的の採用活動である。園としては、働きやすい職場づくりを推進し、職員の定着対策を主眼に置いて取り組んでいる。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 人事基準が職員に示されていないこと等、キャリアパスが未整備である。経営者による人事考課を行っているが、その内容や結果は職員にフィードバックされていない。目標管理制度は運用されているが、キャリアパスや人事考課の制度との連動が図られていない。時間をかけ、組織（法人および各園）にあった人事管理体制の構築を期待したい。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長が雑務を引き受け、職員が本来の保育に専念できるよう配慮している。時間外労働や持ち帰り仕事をなくし、有給休暇も残さないように勤務シフトを調整している。「就労調査票」を活用した面談を行って家庭と仕事を両立させる等、ワーク・ライフ・バランスへの配慮もある。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>毎年度末に、独自の評価シートを使って職員が保育の振り返りを行っている。職員各自で、自身の自己評価、クラスの評価、園全体の評価と3項目に分けて評価している。最後に「次年度に向けての目標」を記述することになっているが、実際には目標設定が明文化されていない。評価の3項目には、期初に適切な目標を設定することが求められる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>園長が法人の副主任会議の座長を務め、その会議の中で「年間の研修計画」を作成している。その計画に基づいて職員は研修に参加し、終了後に「研修会報告書」を提出している。研修をこの「研修会報告書」で完結させず、研修で得た気づきや知識、技術が保育実践の場で活用されたか否かを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>市主催の研修や副主任会議で決めた研修等に職員の参加があるが、階層別や職種別、テーマ別研修等を体系化した研修体制は構築されていない。正規職員と非正規職員との間には、研修参加の機会の差異も生じている。全職員が均等に研修機会を得ることは求めないが、必要な職員が必要な研修を受けられる体制の整備が望まれる。職員個々の研修履歴の管理を期待したい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ b ・ ⑤
<p><コメント></p> <p>認可保育所として認可されたが、日も浅いこともあって実習生を受け入れる態勢にはなく、積極的な取組みはない。まずは実習生を受け入れるためのマニュアルを整備し、受け入れができる職員体制を構築されたい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人としてのホームページはなく、園のホームページの中で法人情報の一部（法人内他園の開設情報等）を公開している。ホームページでは、園の情報（保育内容）が詳細に説明されているが、更新が滞っており、新着情報は3年以上更新されていない。事業運営の透明性を担保するためにも、適切な頻度の更新が望ましい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ⑦ ・ c
<p><コメント></p> <p>「経理規程」に則って事務や経理、取引等を執行し、現金出納は小口現金制をとっている。大きな額の現金収受がないことから、小口現金の管理責任者（決裁者）と現金を受け払う担当者が同一（園長）であり、内部牽制が働かない状態である。園長と他の職員に役割を分け、適正な事業運営を担保することが望ましい。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 保育方針の中に「地域との連携」を謳い、事業計画でも重点課題として「地域の子育て支援」の項目を掲げている。しかし、具体的な活動や取組みとはなっておらず、散歩に出た時に行き交う地域の人と挨拶を交わす程度の関わりである。コロナ禍もあり、他園の取組みを参考にして活動の方向性を見極めようとしている状況である。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 事業計画の中で、「ボランティア・実習生・中高生の受け入れ」の基本姿勢を示しているが、コロナ禍もあって実現には至っていない。受入れに際してのマニュアルの整備も課題となっている。マニュアルの作成にあたっては、様々なボランティア（環境整備、保育補助、演芸、体験学習等）に対応可能な汎用性の高い手順書とすることが望ましい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	㉑	・ b ・ c
<p><コメント> 「施設名簿」に、行政機関や医療機関、他の保育園等の社会資源が網羅されている。園内の事務スペースに設置されている電話機（子機）には、関係先の電話番号が「一覧表」として備え付けられている。現在家庭での虐待を疑われる子どもはいないが、事案が発生した場合には市の家庭児童相談室と連携して児童相談所につなぐ仕組みがある。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 市の園長会で、市内の福祉動向（子どもの出生状況、保育所整備の方針等）や子育てに関わる課題等は伝えられる。地域の自治会への加入はないが、苦情解決の第三者委員を務める民生委員児童委員の情報から、地域の福祉ニーズを把握するよう努めている。事業計画の項目に「地域活動・地域の公益的なとりくみ」を挙げてはいるが、具体的な記述には至っていない。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	・ b ・ ㉑
<p><コメント> 一時保育のニーズがあることは把握しているが、様々な課題があって取組みには至っていない。園（保育室）の面積的な課題、職員の余力、在園児の利益との相反等々、早期の解決は難しい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 全職員が、人権について「セルフチェックリスト」で年1回保育を振り返り、所感を書いている。しかし、職員間で基本的人権や尊重について、共通理解を図るための話し合いや勉強会までには至っていない。保護者アンケートでは、保育理念や保育内容等の周知は100%と高い評価を得ているが、外国籍の子どももおり、文化の違い等の保護者理解を図る取組みも望まれる。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 「プライバシー保護規程」やマニュアルは整備されている。職員研修や勉強会が行われておらず、十分な理解に至っていない。「特定個人情報取り扱い規程」に守秘義務について記載し、毎年契約書を交わしている。おむつ替えや失禁時の着替えは、パーテーションで仕切り外部から見えない配慮をし、水遊び時も同様シートで覆い子どものプライバシーを守っている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保育所選択の資料としては、ホームページや市の「広報」等があるが、パンフレットは市役所のみでの設置である。コロナ下ではあるが、見学者は1日1名を受け入れている。見学資料は入園案内と同じ資料である。良質紙を使い、写真など裏に写らず見やすく配慮している。市役所のみでの資料設置を公共施設等に広げ、より多くの人が入手できるよう検討が望まれる。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保育の開始・変更時には、入園時に「重要事項説明書」で説明し、「保育時間確認書」で同意を得ている。文字は比較的大きく、紙面をゆったりと取り、カラーの挿し絵で分かりやすい資料にしている。特に配慮の必要な保護者への説明時には、担任から主任や園長に相談する事になっている。その手順を明文化し、ルール化することが望ましい。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保育所等の変更の際し、保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書は無い。市の主任会で定めた資料（児童票・保育の記録等）を渡す事で保育の継続性を担保している。転園、退園や利用終了後に、保護者が相談出来る相談窓口の設置は無い。その後の相談方法や担当者についての説明等、口頭説明した内容を記載した文書を作成して渡すことが望まれる。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉒ ・ b ・ c
<コメント> 利用者の満足を把握する仕組みとして、年1回アンケート用紙を配付し、寄せられた意見を集約している。改善例としては、ベッドのゴムが緩み2重巻きにしていたので、直ぐにゴムを取り換えた。個別の面談は実施していないが、日々のコミュニケーションを大事にして相談を補っている。今年度は、第三者評価の受審を活用し、利用者満足度を把握することになっている。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みがあるが、第三者委員まで届く苦情はない。苦情解決の仕組みを分かりやすく説明して掲示しているが、職員は気づいていない。苦情になる前の意見・要望を吸い上げ、すぐ対応しているので保護者は安心して意見を伝えている。事例として、玄関が日差しで暑くなるという意見があり、直ぐ日除けを作って対応した。苦情解決の仕組みについて、研修が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入園説明会では、保護者が相談する相談先として保育園、第三者委員、県の「運営適正委員会」を紹介し、幅広く受け付けている。園での相談が必要な場合、特に相談室は無いが、事務所などの人目を気にしないで相談出来る部屋を相談スペースとして使用し、意見を述べやすい環境に心掛けている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者から受けた意見の記録の方法、報告の手順や対応を定めたマニュアルはない。相談や意見は口頭で行われており、意見箱は未設置である。意見の傾聴はするが、その内容は記録に残されていない。園には運営委員会があり、保護者も2名参加して保育の質の向上に取り組んでいる。相談を受けた際の手順のマニュアルの整備、運営委員会意見との連携が課題である。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>ヒヤリハットを収集し、事例を使って未然防止や再発防止に役立てている。安全点検・防犯訓練・事故報告書等は記録され、使っていない玩具や床に放置されている玩具等は、片づけて事故防止に心掛けている。市の保育園看護師による「保健便り」が配付され、家庭で役立てている。事故発生時の対応、安全確保のマニュアルは整備されているが、職員研修が実施されていない。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防と発生時の対応マニュアルが整備され、職員対象に看護師による感染症予防や安全確保に関する勉強会が行われている。マニュアルは定期的に見直されているが、見直しの記録は見当たらない。看護師の訪問が週1回あるが、管理体制としては不足気味であることから、来年度は増加を検討している。感染症に「新型コロナ」を追記する事が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>防災計画が整備され、災害時対応体制が決められている。安否確認の方法は周知されている。「備蓄リスト」は調理室にて保管され、定期的な点検もされている。アレルギー児対応の備蓄はない。防災計画は整備され、年2回消防署と訓練を行っているが、自治会や地域の方との訓練も実施することが望ましい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>市の公立園が使用している「保育園の生活について」の冊子に、当園の「運営規程」と併せて標準的な実施方法としている。基本となる標準的な実施方法について明文化する項目を検討し、保育士・看護師等の職種ごとに必要な事項を検討し、実践の場ですぐ活用できるようなマニュアル化が望まれる。それを研修等で職員周知することが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 園内会議で、「保育園の生活について」と「運営案」を併せた冊子を1年かけて見直し、改訂日も記されている。園に関わる部分の見直しとしては、利用者負担金の変更まで附則を掲げて改定している。標準的な実施方法に基づいて保育が実践されているか確認することや、職員や保護者の意見・提案が標準的な実施方法に反映されることを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 入園前に用紙を渡し、面接時に確認している。必要に応じ、保健センターにも参加を要請している。個別とクラス指導計画を作成し、双方の計画に配慮した保育を行っている。しかし、アセスメントに基づく個々の記録のファイル化が適切でない。支援困難ケースの対応は、担任で対応できなければ主任、園長と相談出来、あいち小児保健医療総合センターの活用も可能である。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> そぴあ3園での園長会議や主任会議、副主任会議で、毎月指導計画の見直しを行い、次の指導計画作成に活かしている。標準的な実施方法に反映すべき内容、子ども・保護者のニーズに対する支援が十分ではない項目等を整理し、課題等を明確にすることが望まれる。新型コロナ等によって、指導計画を緊急に変更する場合は口頭等で周知しているが、仕組みの整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 個別の指導計画に記載された発達状況と生活状況とを把握し、適切に記録を作成している。職員間で記録を回覧し、情報の共有を図っている。育児担当保育制を取り入れ、個別とは別に発達状況の記録を作成している。記録を残す基準は、発達に変化がみられた時としている。記録はパソコンでも管理されているが、パソコンの台数に限りがあり、工夫して有効に使っている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 「個人情報保護規程」により、記録・保管・保存等のルールを定めている。書き損じはシュレッダーにて処分している。「情報開示規程」は未整備である。個人情報の漏洩防止対策として、USBは使用禁止としているが、カメラの持ち出しルールの明文化がされていない。職員に対して個人情報保護に関する研修、教育が行われることが望まれる。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>園長・主任・職員が参加し、理念・方針に基づき、地域・家庭等の実態を考慮して全体的な計画を作成している。見直しは年1回年度末に行い、次の作成に活かそうと取り組んでいる。見直しの内容や改善した内容等を記録に残すことを期待したい。地域交流や中学生との交流は検討中である。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>どのクラスからも見える位置に温・湿度計を設置し、午前・午後にチェックして子どもたちが心地よく過ごせる適切な環境に配慮している。机や椅子、ドア等の子どもの手に触れる物もこまめに消毒し、衛生管理に心掛けている。子どもたちの部屋を仕切るロッカーは固定されており、倒れる心配はない。トイレの角はクッション製のテープで覆い安全への工夫がある。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達を把握し、思いや気持ちを受け止めていると思っていたが、職員間で話し合うと実はズレている事に気がついた。そこで、子どもの発達や家庭環境、子どもの気持ちに沿って意見交換をする必要性を認識し、保護者からの情報を職員間で共有して保育にあたることとした。また、年1回人権擁護セルフチェックを行い、自らの保育を振り返っている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どものやろうとする気持ちを大切に、やれる所を見守り励まし、出来ない所はそっと何気なく援助して、できた喜びを感じるように働きかけている。褒めたり励ましたりして、基本的な生活習慣が無理なく身につくよう、個人差にも配慮している。子どもが理解できるよう絵本や実物を見せ、職員と一緒にすることで伝える工夫をしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>散歩の際には、職員と一緒に挨拶をして社会的ルールや態度が見につくように配慮し、交通ルールの習得の機会ともなっている。戸外では、築山で山登り気分を味わって「やっほー」と声を出し、メダカビオトープでは動きのあるメダカを見て気分転換をしている。好奇心を持ち、遊ぶ楽しさに喜びを感じている姿は、理念「子どもの豊かな心を育む保育」そのものである。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>乳児の部屋は天蓋を天井から下げて天井を低くし、子どもが圧迫感を感じないように工夫している。また育児担当制保育に取り組み、応答的な関わりをしてを乳児が安心して職員と愛着関係が持てるよう配慮している。個別の指導計画を作成し、発達過程に応じて保育している。記録の管理に関しては、アセスメントから個々にファイリングすることが望ましい。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>噛みつきや引っかきはあるが、子どもの自我の育ちを育児担当制保育で関わって受け止めている。口唇時期であり、玩具の消毒は1日に2回行って清潔を保持している。育児相談はあるが記録に残しておらず、連絡帳に記載された相談内容のコピーも残されていない。発達上現われる噛みつき現象は、必ず治まることを保護者に説明し、理解を得ることが望ましい。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<コメント> 障害児のための設備や建物環境整備ではなく、すべての子どもが生活しやすいように配慮がある。部屋には段差はなく、玄関前には階段があるが、介助しながら子どもの成長と歩行の発達の援助をしている。障害の有る無しに関わらず、すべて乳児の個別指導計画で作成している。障害特性に関しては、必要に応じて医療機関や専門機関に相談して助言を受けている。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ② ・ c
<コメント> 1日の連続性に配慮した保育は、「デイリープログラム」や「保育園の1日」で定められている。1日の生活の中でも、玩具の入れ替えや遊びに変化をつけるなどの配慮がある。季節や年齢に合った遊びや玩具などを計画的に用意し、さらに異年齢で過ごす保育内容を検討し、家庭的でゆったり過ごす環境等にも配慮されたい。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	③ ・ b ・ c
<コメント> 「健康管理マニュアル」があり、保健に関する計画が整備されている。市が作成した資料を基に園の実情に合わせて加筆修正しており、保護者は公立と同じという安心感がある。予防接種等は都度記入しているが、年度末に保護者が再度記入し、落ちのない配慮をしている。職員はSIDS（乳幼児突然死症候群）の知識を有し、チェック表に記入している。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	④ ・ b ・ c
<コメント> 健康診断・歯科健診の結果は「発育表」に記入して保護者に伝えている。気になる子どもは個別で医師に相談し、保護者に報告している。肥満傾向の子どもには、医師と保護者に相談の上で食事量を調節している。お代わりが出来る喜びを感じられるよう、子ども個々に食事量の調整をしている。健康診断等の結果を、家庭での生活に活かし保育にも反映させている。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	⑤ ・ b ・ c
<コメント> アレルギー児はアセスメントで把握し、医師の指示の下に子どもの状況に応じた対応を行っている。半年ごとに医師の診断を受け、新たな情報の下に適切な対応をしている。食器の色を変えて食事を区別し、トレーに名札を付けて誰が見ても一目で分かるようにしており、調理員が子どもの席まで配膳している。職員はエピペンまで習得しているが、使用した事例はない。		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 食育の計画、年齢別指導計画を作成して取り組んでいる。子どもたち自身が育てた野菜（パプリカやオクラ等）を食べる機会や、調理員や栄養士と一緒に野菜に触れたり、目の前で調理する所を見せてもらえる機会を作っている。近々、収穫したさつま芋で焼き芋パーティーを計画している。子どもの発達に合わせ、食材のサイズを替えて提供している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 検食は主に園長が行い、残食量を検食簿に記入して今後の献立や調理に反映させている。行事食として、七夕には素麺や星の形のゼリー等、季節に合わせた献立を提供している。調理員や栄養士が、子どもの食べる様子や話を聞く機会を持っている。「衛生管理マニュアル」があり、食中毒発生時の対応も万全である。毎月開催される市の「給食メニュー会議」に参加している。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍によって、保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会は減っている。しかし、保護者アンケートでは100%の支持を受け、保護者の保育内容の理解は進んでいる。子どもの成長の喜びを保護者と職員とが共有し、連絡帳や日々のコミュニケーション等でも情報共有を図っている。相談の依頼があった場合は、相談内容を記録に残している。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 送迎時や日々のコミュニケーション等から、保護者との信頼関係が築けるよう話しやすい関係作りに取り組み、相談出来る体制はある。また、相談を受けた職員が適切に対応できる仕組みもある。正規に相談を申し込まれた場合には記録を残しているが、送迎時等に口頭で相談を受けた際の内容は記録されていない。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」は整備されている。現在、虐待等権利侵害の恐れのある事例は無い。連絡帳で家庭での様子を推測し、衣服や体の汚れ、傷等の有無を登園時や着替え時に確認している。しかし、マニュアルを使用した職員研修は行われていない。子どもの命や人権にも関わることであり、研修をして早期発見に役立てられたい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 「自己チェックリスト100」を年1回記入し、自己の保育実践を振り返っている。法人内の3園で年次ごとに研修会を行い、それを基に保育の実践を振り返っている。他園の職員と研修することで、互いの学びや意識の向上にはなっているが、自己チェックの結果分析は未実施である。自己チェックの結果を分析し、園全体の課題の抽出を期待したい。		